

国土交通省環境行動計画モデル事業 応募等要領

1. 目的

環境問題に適切に対応していくためには、地域の実情に応じた地方公共団体の取組や、国民各界各層の積極的な取組や様々な知恵の活用が必要です。とりわけ、先進的な取組をしようとする意欲ある者（トップランナー）の果たす役割は重要です。

国土交通省としても、従来から既存の制度を通じてこれらの取組を支援してきましたが、今後、これらの取組を一層促進していくため、環境の切り口から意欲ある者（トップランナー）の具体的な取組に対して、関係省庁と必要な連携を図りつつ、制度の整備・充実を含む支援策を講じることとしています。

この具体的な方策の一つとして、一定の地域において、様々な政策資源を総合的に活用して集中的かつ効果的な支援を行い、かつその効果を検証するモデル事業を平成16年6月に策定した国土交通省環境行動計画に基づき、実施することとし、このモデル事業の名称を「国土交通省環境行動計画モデル事業」（以下「モデル事業」という。）としました。

本応募等要領は、このモデル事業の応募主体となる地方公共団体を対象として、事業構想の応募に関する手続、モデル事業の計画の策定に関する手續、事業の実施にあたっての留意事項等を定めたものです。

2. 用語の定義

この要領において、

「地方整備局等」とは、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部をいいます。

「地方運輸局等」とは、地方運輸局及び沖縄総合事務局運輸部をいいます。

「事業構想」とは、モデル事業のもととなる企画提案をいいます。

「関係者」とは、環境の面から先進的な取組をしようとする意欲ある者を指し、都道府県、市区町村、NPO、交通事業者等の民間事業者、国の方支分部局や出先事務所・支局等、独立行政法人、港湾管理者等をいいます。

3. モデル事業の事業構想の応募

3-1. 事業構想の応募者

応募者は、都道府県又は市区町村とします。複数の都道府県、市区町村が連名で応募者となることを妨げません。

なお、都道府県又は市区町村が構成員となっている協議会等が事業構想を作成しようとする場合には、その構成員となっている都道府県又は市区町村が事業構想を応募することとします。

3-2. 事業構想の応募方法

(1) 応募の手続

地方整備局等及び地方運輸局等は、事業構想の応募を受け付ける旨を地方公共団体に周知することにより、モデル事業の事業構想の公募手続を開始します。

応募者は、事業構想を記載した応募書類を作成し、地方整備局等又は地方運輸局等に提出して下さい。

(2) 応募書類

別途定める期間までに、応募者は以下の書類を添付して地方整備局等又は地方運輸局等に応募して下さい。

- ①モデル事業の事業構想・・・・・・・【様式－1】
- ②モデル事業の実施予定箇所図・・・・【様式－2】

3-3. 事業構想の内容

応募者は、関係者の意見を尊重した上で、以下のとおり、事業構想の内容を様式－1及び様式－2に記載して下さい。なお、事業実施期間は、短期間で効果を発現できるように設定します。

(1) 様式－1（モデル事業の事業構想）

1) テーマの欄

モデル事業のテーマを記載して下さい。

国土交通省環境行動計画第1章に掲げる国の基本的な考え方（「6つの改革」（別紙）等）の趣旨を踏まえ、地域において実施しようとするモデル事業のテーマを設定して下さい。

2) エリアの欄

モデル事業を実施しようとする地域の名称を、市区町村単位で記載して下さい。

テーマに合ったエリアを記載して頂きますので、テーマによっては1市区町村がエリアとなる場合、複数の市区町村がエリアとなる場合があります。また、県境をまたぐ複数の市区町村がエリアとなる場合もあります。

3) - 1 目標の欄

各年度毎の欄に、その時点における環境改善効果について、テーマに合ったアウトカム目標を設定し、記載して下さい。

また、可能な限り定量的なアウトカム目標を設定して下さい。

3) - 2 環境改善効果を把握する方法の欄

3) - 1で記載した目標の達成状況を把握するための手法を記載して下さい。

4) 施策の欄

エリア内で実施する個々の施策について、以下の①から③までの項目を記載して下さい。

①事業期間

②エリア内で実施する事業の内容と事業主体

③国土交通省から支援を受けようとする内容

なお、応募時点では施策が構想段階であるなど、実現可能性が必ずしも高いとは言えない施策であっても、この欄には事業構想の応募時点で記入可能な範囲で記載して下さい。

(2) 様式－2（モデル事業の実施予定箇所図）

応募者は、様式－1の施策の欄に記載した施策を、様式－2に平面図として記載して下さい。このとき、縮尺を様式－2に示してください。

4. モデル事業の実施地域の選定

応募された事業構想は、以下の①から⑤までの観点から国土交通本省において審査され、モデル事業を実施する地域が選定されます。

①環境の面からみて先進的な取組が含まれる事業構想であること

②連携事業により施策目標の達成を目指す事業構想であること

③地域の様々な主体の取組が連携した事業構想であること

④モデル事業を実施する各年度毎の目標に、環境改善効果を見込んでいる事業構想で、特に、十分な環境改善効果が早期に見込まれる事業構想であること

⑤実現可能性が見込まれる事業構想であること

モデル事業を実施する地域の選定結果については、国土交通本省から地方整備局等及び地方運輸局等を経由して応募者に通知されます。

5. モデル事業の計画の策定

5-1. 計画の策定主体

モデル事業を実施する地域として国土交通省から選定された場合、応募者は、モデル事業の具体的な計画を策定するために、応募者を含む関係者で構成するプロジェクトチームを結成します。このプロジェクトチームが計画の策定主体となります。

プロジェクトチームは、既存の協議会等の組織を活用して結成しても構いません。

5－2. 計画の内容

モデル事業の計画内容は、様式一3及び様式一4に記載して下さい。

モデル事業の計画内容の作成にあたっては、様式一1、様式一2に記載した事業構想をもとに、実施する個々の施策内容等を記載して下さい。

1) テーマの欄

モデル事業のテーマを記載して下さい。

原則として、本要領3－3.(1)1) テーマの欄の記載内容と同様とします。

2) エリアの欄

本要領4. モデル事業の実施地域の選定結果の通知を受けた地域を市区町村単位で記載して下さい。

3) -1目標の欄

各年度毎の欄に、その時点における環境改善効果について、テーマに合ったアウトカム目標を設定し、記載して下さい。

また、定量的な目標を設定することを原則とし、達成予定年度を示して下さい。

科学的知見が無いなど、やむを得ない場合には、定性的な目標設定も可とします。

3) -2 目標の欄

3) -1で記載した目標の達成状況を把握するための手法を記載して下さい。

4) 施策の欄

エリア内で実施する個々の施策について、以下の①から④までを詳細に記載して下さい。

①事業実施期間

施策の実施に着手する年度と、施策の実施が完了する年度を記載して下さい。

②エリア内で実施する事業の内容

複数年度実施する施策の場合は、全体としての事業内容を記載して下さい。また、各年度毎に実施する事業内容についても記載して下さい。

③事業主体

施策を実施する事業主体を記載して下さい。事業手法等が定まっていない等の理由により、事業主体が決まっていない場合は、その旨を記載して下さい。

④国土交通省から支援を受けようとする内容

補助金、交付金の名称など、支援を受けようとする内容を具体的に記載して下さい。

5－3. 計画の策定

(1) 計画の策定

本要領5－2.に記載したモデル事業の計画の内容について、様式一3及び様式一4に記載し、その記載内容についてプロジェクトチームの各メンバーが合意することによって、モデル事業の計画を策定して下さい。

(2) 計画の策定手順

プロジェクトチームは、国土交通省から支援を受けようとする内容を相談するなど、必要に応じて、策定作業中のモデル事業の計画について地方整備局等又は地方運輸局等を経由して、国土交通本省とあらかじめ相談して下さい。

プロジェクトチームの各メンバーが合意したモデル事業の計画を記載した様式一3及び様式一4は、プロジェクトチームから地方整備局等又は地方運輸局等に提出して下さい。

5－4. 計画の変更

(1) 計画の変更

モデル事業の実施に当たり、計画に記載された内容を変更する場合には、変更した計画を様式一3及び様式一4に記載し、その記載内容についてプロジェクトチームの各メンバーが合意することによって、モデル事業の計画を変更して下さい。

(2) 計画の変更手順

プロジェクトチームは、国土交通省から支援を受けようとする内容を相談するなど、必要に応じて、変更作業中のモデル事業の計画について地方整備局等又は地方運輸局等を経由して、国土交通本省と予め相談して下さい。

プロジェクトチームの各メンバーが合意したモデル事業の計画を記載した様式一3及び様式一4は、プロジェクトチームから地方整備局等又は地方運輸局等に提出して下さい。

6. モデル事業の実施

(1) 実施主体

モデル事業の事業計画に記載された事業主体が事業を実施して下さい。

(2) 国土交通省の支援

国土交通省は、モデル事業の実施に当たり、集中的な支援を行います。

集中的な支援の例

- ・国直轄事業
- ・補助事業
- ・各種交付金

(まちづくり交付金（市町村提案事業への支援等）等)

等

7. モデル事業のフォローアップ

プロジェクトチームは、本要領5－2. 3)－1目標の欄に記載したアウトカム目標の達成状況を評価するため、本要領5－2. 3)－2環境改善効果を把握する方法の欄に記載した方法により毎年度フォローアップを行って下さい。

8. その他

モデル事業のスケジュール等、必要な事項については、別途定め通知します。

以上

国土交通省環境行動計画第1章に掲げる「6つの改革」

(1) 社会資本整備におけるライフサイクルマネジメントの導入

- ①計画決定プロセスにおける環境の内在化
- ②グリーンバンキングシステムの構築等環境の再生・創造を行う社会資本整備の推進
- ③アセットマネジメントの導入
- ④建設工事のゼロエミッション化

(2) 環境負荷の小さい交通への転換

- ①グリーン物流総合プログラムの創設
- ②環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業の実施
- ③東アジア交通グリーン化連携プログラム（仮称）の作成

(3) 環境に対する感度の高い市場の整備

- ①ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略の推進
- ②環境にやさしい経営の促進
- ③木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進

(4) 持続可能な国土の形成

- ①全国海の再生プロジェクトの推進
- ②水と緑のネットワーク化計画の推進
- ③水・物質循環システム健全化プログラムの推進
- ④「海洋の健康診断表」の提供

(5) 循環型社会の形成

- ①建設工事のゼロエミッション化
- ②木材リサイクル市場拡大戦略の推進
- ③FRP船リサイクルシステムの構築
- ④リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

(6) 目標の実現を高める推進方策

- ①トップランナーに対する集中的支援
- ②国土交通省の率先的取組
- ③観測・監視体制の強化及び研究・技術開発の推進
- ④行動計画の計画的実施と推進状況の点検